

電源接続案件募集プロセスに関するお問合せ内容につきまして 【よくあるご質問】

電源接続案件募集プロセス（以下「募集プロセス」といいます。）

《Q 1》

「応募要領が当社の想定を著しく上回り、系統増強規模の拡大が望ましい場合には、募集要領を見直した上で、再度募集を実施することがある」とありますが、具体的には、どの程度の想定量を上回ると著しく規模拡大が望ましい、と判断されるのでしょうか。

《A 1》

「応募容量が当社の想定を著しく上回る場合」とは、応募が著しく多く、仮に応募者全員を連系させるためには、募集要領に示す入札対象工事では対応できない場合などが該当します。但し、応募者全員を連系させるための工事の規模が膨大なもの（例えば、kWあたりの工事費用が非常に高額、工期が非常に長いなど）となることで成立が見通せない場合は、当初の入札対象工事のままとし、入札負担金単価の順で優先系統連系希望者を決定します。

《Q 2》

「応募要領が募集要領を著しく下回った場合において、募集要領に記載した対策工事の内容では募集プロセスが成立する可能性が低いと考えられる場合は、系統増強規模を縮小し、対策工事の内容を変更することがある」とあり、今回の募集プロセスの応募が当初想定を下回った場合、増強規模を縮小した対策工事を実施するケース、募集プロセスが中止となるケース、募集プロセスが不成立となるケース、の3つのケースが想定されますが、それぞれの判断基準はどのようになっておりますでしょうか。

《A 2》

（1）増強規模を縮小した対策工事を実施するケース

応募が極端に少ない場合で、以下の2つの条件をとともに満たす場合等が該当します。①仮に応募者全員が非常に高額な入札負担金単価で入札しても、入札対象工事費の総額に達しないと見込まれること。②入札対象工事よりも小規模でかつ応募者全員の電源が連系可能となる増強工事が存在すること。

(2) 募集プロセスが中止となるケース

以下の場合等において、広域機関と協議の上で中止を決定します。応募が極端に少ないため、仮に応募者全員が非常に高額な入札負担金単価で入札しても、入札対象工事の総額に達しないと見込まれる場合。

(3) 募集プロセスが不成立となるケース

優先系統連系希望者の入札負担金が、募集プロセスの成立の条件を満たさない場合（入札の結果、入札対象工事の費用が集まらなかった場合）、原則として募集プロセスは不成立となります。但し、(1)のケースにより、対策規模を縮小させる等により、成立を図ることがあります。

《Q3》

募集プロセスへの申込みを実施しない案件の扱いはどのようになりますでしょうか。仮に、今回の募集プロセスに申込みを行わず、中止や不成立となった時点で、再度の接続検討を打診する場合、応募企業の容量が一掃されているため、空き容量が出てくる可能性もあるものと考えますが、この理解は誤っているでしょうか。

《A3》

募集プロセスが中止や不成立となった場合に、空き容量が出てくる可能性につきましては、ご理解のとおりです。

しかし、募集プロセスの期間中に生じた空容量は、募集プロセスが不成立となった場合においても、入札に参加することで決まる系統連系順位に基づき、空容量の範囲内の系統連系希望者を優先系統連系希望者とするルールとしております。

このため、募集プロセスが不成立となることで空容量が発生しても、募集プロセス終了後の接続検討においてこれを利用できるとは限らない点にご留意されますようお願いいたします。

《Q4》

応募容量が上回った場合は再募集とあるが、再募集の概略工程を教えてください。

《A4》

再募集の場合、新たに募集対象工事を策定いたします。このため、再募集が決定した後の工程は、新たな募集プロセスが開始される場合と同様であり、

さらに1年程度を要することとなります。

《Q5》

「2.8 共同負担意思の確認」最終段落で、一部の希望者に意思がなく不成立となった場合、連系希望者の手続はすべて無効となる旨が記載されています。この場合、意思のある連系希望者は不成立後の接続検討手続はどのようになるのでしょうか。また、今回入札対象工事の特定負担は共同負担ではなく個別負担となるのでしょうか。

《A5》

募集プロセスが不成立となった場合には、意思のある連系希望者についても、これまでの手続はすべて無効となります。このため、今後とも連系を希望される場合には、改めて接続検討をお申込み頂くこととなります。この場合、募集プロセスは既に不成立となっているため、入札対象工事ではなく、お申込み頂いた連系希望者さまが単独で工事費用を負担する（特定負担）との前提で回答いたします。

《Q6》

「3.2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容」で、応募者と優先系統連系希望者の企業数が大きく開きがあった場合は工事負担金額の誤差はあるのか。1回目の回答で、ある程度の工事負担金を把握することが目的かと思います。しかし、その誤差が大きい場合は把握することが困難となることが想定されます。そこで、応募者の総数や各応募者の応募容量から想定して、ある程度幅をもって工事負担金額の想定額を提示していただくことは可能でしょうか。あるいは把握できるような補助的な数値（応募者数や各応募容量、費用における母数など）の開示などはいただけるのでしょうか。

《A6》

接続検討（1回目）は、全ての応募者が連系する場合の検討であるのに対し、再接続検討（2回目以降）は、優先系統連系希望者のみが連系する場合の検討であるため、工事費負担金額は一致しません。接続検討（1回目）においては、入札対象工事については総工事費のうち特定負担分を回答します。また、入札対象工事以外の工事については、その特定負担分を回答しますが、他の応募者と供給設備を共有する場合には、連系する容量で按分して負担するケースと単独で連系するケースの特定負担分についても回答します。これらの回答内容を参考に入札についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、接続検討（1回目）の回答時には、応募受付件数、応募容量、最低入札負担金単価※についてもお知らせします。

※入札対象工事の工事費用（特定負担分）を応募容量で除した単価。なお、応募容量が募集容量を上回る場合は、入札対象工事の工事費用（特定負担分）を募集容量で除した単価。

《Q7》

「3.3 工事費負担金契約における入札対象設備の工事費負担金の補正」で、「ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負担額の合計まで」とあるが、分かりづらいため、この「ただし書き」部分の考え方を教えてください

《A7》

減額補正の限度が入札額と一般負担額の合計までとは、減額していく場合、新費用負担ルールでは入札負担金単価と一般負担単価の合計が0円となるまで、旧費用負担ルールでは入札負担金単価が0円となるまでは補正するが、それ以上は補正しないとの意味です。

《Q8》

「5 工事完了後の新規発電設備連系における入札対象設備の精算について」で「入札対象設備の使用開始後3年が経過」するまでの間に新規利用事業者が発生する場合の精算が規定されているが、3年を経過した場合はどう扱うのか。

《A8》

入札対象設備の使用開始後3年が経過した場合は、新規利用事業者は負担を伴わず入札対象設備を利用できます。このため、精算は発生しません。

《Q9》

「応募容量が当社の想定を著しく上回り、系統増強規模の拡大が望ましい場合には、募集容量を見直した上で、再度募集を実施することがある」と記載があり、「著しく」の水準を確認させて頂きたい。また、再度募集を実施するというのは、説明会から改めて開催となるため、募集プロセスに更に1年を要するという理解で良いか、確認させて頂きたい。

《A9》

「著しく上回る」の基準については、具体的な数値は決めておりません。応募容量が募集容量を上回る程度、系統増強規模を拡大する方策の実現性当について、広域機関と協議を行い、再募集を実施するかどうかを判断いたします。また、再募集の場合、新たに募集対象工事を策定いたします。このため、再募集が決定した後の工程は、新たな募集プロセスが開始される場合と同様であり、さらに1年程度を要することとなります。

《Q 1 0》

応募から入札、入札から契約に関する名義変更について、東北電力殿に対して名義変更時に説明を行うことにより、名義変更自体は可能である旨、念のため再確認させて頂きたい。

《A 1 0》

名義変更につきましては、通常の契約申込の場合と同様、必要な書類の提出等、所定の手続きをいただくことで可能ですので、手続き等については弊社の応募窓口にご相談頂きますようお願いいたします。

《Q 1 1》

改正FIT法施行前は、「系統連系申込書」の提出時点で設備認定通知書の写し、もしくは環境影響評価方法書届出の写しが必要とされていましたが、平成29年3月31日以前に開始された募集プロセスに応募し優先系統連系希望者となった場合、募集プロセス完了後の契約申込み時には、同様の書類提出が必要となるのでしょうか。

《A 1 1》

改正FIT法施行（平成29年4月1日）により、認定制度が「設備認定」から「事業計画認定」へ変更となります。「事業計画認定」の取得時期は、当社との接続契約締結後となることから、募集プロセス完了後の契約申込み時点において、認定通知書の写しや環境影響評価方法書届出の写しの提出は不要といたします。

《Q 1 2》

接続検討申込時に添付した資料（パソコン、太陽光発電の仕様書等）も今回再度提出が必要でしょうか。

《A 1 2》

再度提出をお願いします。詳しくは、当社提出先・問合せ先（窓口）にご確認ください。

《Q 1 3》

「応募時までに名義変更手続きが間に合わない場合は窓口にご相談ください」とありますが、具体的には、どの窓口にどのように相談させていただいたらよいでしょうか

《A 1 3》

[売電先が当社のもの]

高圧であれば該当営業所、特別高圧であれば該当支店お客さま本部になります。

[売電先が当社以外または未定のもの]

ネットワークサービスセンターになります。

以上